

3つのプランと健康支援サービスで、
中小企業の福利厚生をサポート

医療総合保障共済

先進医療特約付もお選びいただけます!(しっかり医療ガード)



しっかり医療ガードプラン
ミニ医療共済プラン・がん共済プラン

選べる
3つのプラン

組合員に
負担をかけない

安心の
掛金

健康相談と
専門医の手配・ご紹介

健康支援
サービス



全日本火災共済協同組合連合会

共済金の種類			保障タイプ 支払事由
医療共済	入院	けがや病気で入院したとき ＊入院1日目からお支払い ＊1回の入院支払限度日数は365日	
	手術	けがや病気で約款に定める手術を受けたとき ＊手術が重複した場合は、倍率の高いいずれか1種類をお支払い	
	特約	重度入院一時金	がん・急性心筋梗塞・脳卒中・脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷のいずれかの状態で入院したとき
		退院後療養	継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき
		先進医療	先進医療を受けたとき ＊当該共済期間以前において支払われた先進医療共済金と合わせ、支払限度額は合計1,000万円 ＊契約時年齢が満69歳までの方が対象
がん共済	がん診断		再発・転移を含め、 がんと診断確定されたとき ＊共済期間を通じて1回限りのお支払い
	がん入院		がん治療を直接の目的として入院したとき ＊入院1日目からお支払い ＊入院日数に制限なし
	がん手術		がん治療を直接の目的として約款に定めるがん手術を受けたとき ＊手術が重複した場合は、倍率の高いいずれか1種類をお支払い
	がん退院後療養		がん治療を直接の目的として継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき
	がん通院		がん治療を直接の目的として継続して20日以上入院した場合に、入院前60日・退院後180日以内に通院をしたとき ＊1回の継続入院に対する通院支払限度日数は45日
	特約	がん特定手術	がん治療を直接の目的として約款に定める特定のがん手術を受けたとき ＊手術が重複した場合は、いずれか1種類をお支払い
医療がん	特約	葬祭費用 (注)	けがや病気で死亡し、 親族が葬祭費用を負担したとき ＊実費分をお支払い ＊契約時年齢が満69歳までの方が対象

しっかり医療ガードプラン

標準タイプ			充実保障タイプ 葬祭費用特約付		
Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
1日あたり 6,000 円	1日あたり 4,000 円	1日あたり 2,000 円	1日あたり 6,000 円	1日あたり 4,000 円	1日あたり 2,000 円
1回あたり 6・12・24 万円	1回あたり 4・8・16 万円	1回あたり 2・4・8 万円	1回あたり 6・12・24 万円	1回あたり 4・8・16 万円	1回あたり 2・4・8 万円
—	—	—	60 万円	40 万円	20 万円
—	—	—	6 万円	4 万円	2 万円
オプション 支払限度額 1,000 万円	オプション 支払限度額 1,000 万円	オプション 支払限度額 1,000 万円	オプション 支払限度額 1,000 万円	オプション 支払限度額 1,000 万円	オプション 支払限度額 1,000 万円
180 万円	120 万円	60 万円	180 万円	120 万円	60 万円
1日あたり 18,000 円	1日あたり 12,000 円	1日あたり 6,000 円	1日あたり 18,000 円	1日あたり 12,000 円	1日あたり 6,000 円
1回あたり 18・36・72 万円	1回あたり 12・24・48 万円	1回あたり 6・12・24 万円	1回あたり 18・36・72 万円	1回あたり 12・24・48 万円	1回あたり 6・12・24 万円
18 万円	12 万円	6 万円	18 万円	12 万円	6 万円
1日あたり 9,000 円	1日あたり 6,000 円	1日あたり 3,000 円	1日あたり 9,000 円	1日あたり 6,000 円	1日あたり 3,000 円
—	—	—	90 万円	60 万円	30 万円
オプション 200 万円限度	オプション 200 万円限度	オプション 200 万円限度	200 万円限度	200 万円限度	200 万円限度

ミニ医療共済プラン

入院・手術タイプ 葬祭費用特約付	
MAタイプ	MBタイプ
1日あたり 6,000 円	1日あたり 4,000 円
1回あたり 6・12・24 万円	1回あたり 4・8・16 万円
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
200 万円限度	200 万円限度

がん共済プラン

がんの基本保障タイプ 葬祭費用特約付	
GAタイプ	GBタイプ
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
200 万円限度	200 万円限度

ご契約の際のご注意

(1)告知義務

共済契約者または被共済者になる者には共済契約の締結に際し、当会が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできません。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2)共済契約が無効となる主な例

- ①共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。
- ②共済期間開始前に、被共済者ががんと診断確定されている場合は、ご契約は無効となります。

ご契約後のご注意

(1)通知義務

共済契約者には、共済契約の締結後にご契約内容や告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、取扱代理所または取扱組合にご通知ください。

(2)共済金受取人の指定

ご契約後共済金支払事由が発生するまでは、共済金受取人を変更する(新たに指定する場合を含む)ことができます。この場合は必ず被共済者の同意が必要です。変更する場合は、取扱代理所または取扱組合までご連絡ください。

共済金をお支払いできない主な理由 (裏面「保障内容」表中a・b・c・d・j・k・l・n)

1. 以下の事由により身体障害を被った場合

- ①共済契約者または被共済者の故意または重大な過失②共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失③闘争行為、自殺行為または犯罪行為を行うこと④麻薬、大麻、覚せい剤、あへん、シンナー等の使用⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動⑥核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故⑦前記⑤⑥に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

2. 以下の事由による傷害

- ①無免許運転、酒気帯び運転中に生じた事故②地震または噴火もしくはこれらによる津波、またはこれらの事由に随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故③刑の執行④精神障害を原因とする事故

3. アルコール依存および薬物依存によるもの

4. むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見(医学的検査、神経学的検査、臨床検査および画像検査等により認められる異常所見をいいます)のないもの

*1～4以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので「約款」をご覧ください。

(注)しっかり医療ガードプランの葬祭費用特約は、医療共済の特約となります。

3つのプランの月払共済掛金表

しっかり医療ガードプラン

年齢	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	葬祭費用なし	葬祭費用あり	葬祭費用なし	葬祭費用あり	葬祭費用なし	葬祭費用あり			
6~9歳	1,120円	1,150円	750円	780円	390円	420円	1,600円	1,070円	570円
10~14歳	1,250円	1,290円	850円	890円	430円	470円	1,740円	1,180円	620円
15~19歳	1,650円	1,750円	1,110円	1,210円	560円	660円	2,220円	1,530円	820円
20~24歳	1,710円	1,820円	1,140円	1,250円	580円	690円	2,330円	1,580円	860円
25~29歳	2,040円	2,140円	1,370円	1,470円	680円	780円	2,680円	1,820円	960円
30~34歳	2,350円	2,470円	1,570円	1,690円	780円	900円	3,040円	2,060円	1,090円
35~39歳	2,660円	2,830円	1,780円	1,950円	890円	1,060円	3,490円	2,400円	1,270円
40~44歳	3,310円	3,580円	2,210円	2,480円	1,100円	1,370円	4,430円	3,040円	1,650円
45~49歳	4,220円	4,640円	2,800円	3,220円	1,400円	1,820円	5,760円	3,970円	2,190円
50~54歳	5,810円	6,430円	3,870円	4,490円	1,930円	2,550円	8,020円	5,550円	3,090円
55~59歳	8,170円	9,180円	5,450円	6,460円	2,720円	3,730円	11,270円	7,850円	4,430円
60~64歳	11,640円	13,170円	7,770円	9,300円	3,880円	5,410円	16,000円	11,200円	6,360円
65~69歳	*15,600円	*18,010円	*10,400円	*12,810円	5,190円	7,600円	*21,990円	*15,460円	*8,930円
70~74歳	—	—	—	—	*6,820円	—	—	—	—
75~79歳	満89歳までCタイプ葬祭費用なしで ご継続いただけます。				*8,820円	満89歳までCタイプ葬祭費用なしで ご継続いただけます。			
80~84歳					*9,860円				
85~89歳	—	—	—	—	*11,340円	—	—	—	—

先進医療 特約

年齢によらず
60円
です。

*契約時年齢が
満69歳まで

*部分の掛金はご継続時の掛金であり、新規のご加入はできません。
(Cタイプ以外にご加入の方でも、Cタイプ葬祭費用なしで満89歳までご継続いただけます。)

ミニ医療共済プラン

年齢	MAタイプ	MBタイプ
6~9歳	710円	490円
10~14歳	720円	500円
15~19歳	1,280円	890円
20~24歳	1,490円	1,030円
25~29歳	1,640円	1,130円
30~34歳	1,740円	1,200円
35~39歳	1,820円	1,270円
40~44歳	2,140円	1,520円
45~49歳	2,640円	1,900円
50~54歳	3,300円	2,400円
55~59歳	4,350円	3,240円
60~64歳	6,170円	4,630円
65~69歳	*8,800円	*6,670円
70~74歳	—	—
75~79歳	—	—
80~84歳	—	—
85~89歳	—	—

がん共済プラン

年齢	GAタイプ	GBタイプ
6~9歳	470円	320円
10~14歳	610円	430円
15~19歳	570円	420円
20~24歳	440円	330円
25~29歳	600円	440円
30~34歳	850円	610円
35~39歳	1,180円	850円
40~44歳	1,710円	1,230円
45~49歳	2,420円	1,740円
50~54歳	3,750円	2,710円
55~59歳	5,840円	4,230円
60~64歳	8,530円	6,200円
65~69歳	*11,620円	*8,550円
70~74歳	—	—
75~79歳	—	—
80~84歳	—	—
85~89歳	—	—

満89歳までご継続いただける
タイプがあります。

ご加入に際してあらかじめ ご理解いただきたいこと

- ①ご加入は全タイプの中から1タイプのみとさせていただきます。
- ②保障内容の拡大(タイプ変更等)はスケジュールに沿ってできますが、改めて告知書をご提出いただけます。
- ③告知内容によってはご加入できないこともあります。
- ④年齢によってはご加入できるタイプに制限があります。
- ⑤ご継続の際、前年度契約で共済金のお支払いがあった場合には、保障の変更またはご継続ができない場合があります。
- ⑥ご加入手続き、共済金のお支払い等一連の事務手続きは、取扱代理所または取扱組合にお問い合わせください。

ご加入できる年齢

満6歳から満69歳まで、ご継続は継続時年齢が満89歳までです。

共済期間

毎年8月1日午後4時から翌年8月1日午後4時まで1年(原則として、以降自動更新継続)とします。

共済掛金の払込み

契約者指定の金融機関口座(1契約者1口座)から、毎月の自動振替とします。振替日は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

申込締切日・中途加入

所定のスケジュールがございまして、詳しくは取扱代理所、または取扱組合にお問い合わせください。

もしもの時にお役にたきたい!



入院は一日目から保障!
日帰り入院や日帰り手術も保障します



**日常生活から海外旅行中の
病気やケガの入院・手術を保障します!**



**A～Fタイプでは毎月の共済掛金に60円をプラス
するだけで先進医療特約を付けられます!**

「先進医療」とは、療養を受けた日現在、健康保険法等に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定めている先進医療をいいます。
(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま)

※先進医療を受けた時、通算1,000万円を限度に技術料実額をお支払いします(当会がお支払いする
先進医療共済金の額は、先進医療特約が付帯された全共済期間を通じ1,000万円を限度とします)



葬祭費用特約付きプランも選べます!

※病気やケガで死亡した時、200万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします



**しっかり医療ガードプランは
医療共済とがん共済のセットで保障します!**

※がんによる入院・手術の場合、医療共済とがん共済からそれぞれ支払われます

ご加入特典



**通話料・相談料無料の健康相談と、
専門医の手配・紹介サービス**

1 24時間対応! フリーダイヤル健康相談

健康相談 医療相談 育児相談 介護相談

メンタルヘルス相談

病気や体調についてはもちろん、育児や介護、メンタルヘルスなど、健康生活に関する様々な問題について、ご相談をお受けしています。医師、保健師、看護師等、経験のある相談スタッフが、24時間年中無休で対応いたします。

2 専門医の手配・紹介サービス

セカンドオピニオン 優秀専門臨床医の紹介

現在、診断を受けている方が、自分自身により適した治療方法を選択するために、主治医以外の医師(総合相談医)から面談でセカンドオピニオンをもらうことができるサービスです。また、セカンドオピニオンの結果、必要に応じて優秀専門臨床医をご紹介します。

医療総合保障共済の保障内容

共済金の種類		共済金をお支払いする場合	お支払い額
主契約	医療共済	a 傷害入院 共済期間中に傷害を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき	傷害入院共済金日額×入院日数 * 1回の入院支払限度日数は365日 * 70歳以上の方の通算支払限度日数は730日
		b 傷害手術 共済期間中に傷害を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき *手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは、約款に定める①皮膚・乳房②筋骨③呼吸器・胸部④循環器・脾⑤消化器⑥尿・性器⑦内分泌器⑧神経⑨感覚器・視器⑩感覚器・聴器⑪悪性新生物(がん)における手術のほか、約款に定める①～⑪以外の手術および新生物根治放射線照射をいいます。	傷害入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか) * 時期を同じくして2種類以上の傷害手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
		c 疾病入院 共済期間中に疾病を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき	疾病入院共済金日額×入院日数 * 1回の入院支払限度日数は365日 * 通算支払限度日数は730日
		d 疾病手術 共済期間中に疾病を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき *手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは、約款に定める①皮膚・乳房②筋骨③呼吸器・胸部④循環器・脾⑤消化器⑥尿・性器⑦内分泌器⑧神経⑨感覚器・視器⑩感覚器・聴器⑪悪性新生物(がん)における手術のほか、約款に定める①～⑪以外の手術および新生物根治放射線照射をいいます。	疾病入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか) * 時期を同じくして2種類以上の疾病手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
	がん共済	e がん診断 共済期間中に次のいずれかの状態に該当したとき①この契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に病理組織学的所見により初めてがん診断確定されたとき(病理組織学的所見が得られない場合には、その他の所見によるものも認めることがあります)②共済期間中にすでに診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき③原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき *共済金の支払いは、同一被共済者について共済期間を通じて1回に限り、最終の診断確定日からその日を含めて1年以内は、共済金をお支払いできません。	がん診断共済金額 (A・DまたはGAタイプ180万円、B・EまたはGBタイプ120万円、CまたはFタイプ60万円)
		f がん入院 共済期間中にがん診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき	がん入院共済金日額×入院日数
		g がん手術 共済期間中にがん診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき *手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは①悪性新生物根治手術②悪性新生物温熱療法③ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術④その他の悪性新生物手術⑤悪性新生物根治放射線照射をいいます。	がん入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか) * 時期を同じくして2種類以上のがん手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
		h がん退院後療養 共済期間中にがん診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき(ただし、その入院の退院日からその日を含めて30日以内に、継続して20日以上入院した場合については、がん退院後療養共済金をお支払いできません)	がん退院後療養共済金額 (A・DまたはGAタイプ18万円、B・EまたはGBタイプ12万円、CまたはFタイプ6万円)
		i がん通院 共済期間中にがん診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に継続してがん入院共済金が支払われる20日以上入院をした場合、入院開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内または退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間に入院の原因となったがんの治療を受けることを直接の目的として通院したとき	がん通院共済金日額×通院日数 * 1回の継続入院の通院支払限度日数は45日
	特約	j 重度入院一時金 共済期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として次のいずれかに該当したとき①悪性新生物(がん)②急性心筋梗塞③脳卒中④脳挫傷⑤脊髄損傷⑥内臓損傷 *①は共済期間中に悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、②および③は共済期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、約款記載の所定の状態にあることが医師により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始したとき、④から⑥は共済期間中に傷害事故を原因とした脳挫傷または脊髄損傷あるいは内臓損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始したとき *以下のいずれかの場合は共済金をお支払いできません。(1)初年度加入時の共済期間(ご契約期間)の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがん診断確定された場合(2)入院の原因になった身体障害を被った時が初年度契約の共済期間の開始日より前である場合*同一事故により複数の共済金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの共済金のみとし、重複して共済金をお支払いできません。*いずれか1つの共済金を支払った場合には、同一共済期間中に他の状態に該当したときでも共済金をお支払いできません。*共済金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の共済金支払事由に該当しても共済金をお支払いできません。	重度入院一時金額 (Dタイプ60万円、Eタイプ40万円、Fタイプ20万円)
		k 退院後療養 共済期間中に傷害または疾病を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所に継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき	退院後療養共済金額 (Dタイプ6万円、Eタイプ4万円、Fタイプ2万円)
		l 先進医療 共済期間中に傷害または疾病を被り、日本国内において厚生労働大臣が定めている先進医療による療養を受けたとき *療養を受けた日現在、公的医療制度の給付対象となっている療養は除きます。	先進医療に係る技術料と同額 * 当該共済期間以前において支払われた先進医療共済金と合わせ、支払限度額は合計1,000万円 * 契約時年齢が満69歳までの方が対象です。
		m がん特定手術 共済期間中にがん診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所で 特定の手術を受けたとき *特定の手術とは①胃全摘除術②片側肺全摘除術③食道全摘除術④片側腎全摘除術⑤膀胱全摘除術⑥人工肛門造設術⑦喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限る)⑧四肢切断術(手指・足指を除く)をいいます。	がん特定手術共済金額 (Dタイプ90万円、Eタイプ60万円、Fタイプ30万円) * 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類のがん手術についてのみお支払いします。
	医療共済	n 葬祭費用 共済期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき	葬祭費用共済金額(200万円)を限度とするその実費 * 契約時年齢が満69歳までの方が対象です。

- この共済は葬祭費用共済金を除き、死亡を原因としてお支払いする共済金はありません。
- 医療共済では、新規ご加入時に既ににかかっているけがや病気については共済金をお支払いできません。
- 新規ご加入の場合「重度入院一時金特約」と「先進医療特約」のがん保障およびがん共済では、初年度加入時の共済期間(ご契約期間)の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがん診断確定された場合は共済金をお支払いできません。

- ◆このパンフレットは、医療総合保障共済の概要を説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」(契約概要:保障内容、主な免責事項等を記載、注意喚起情報:特にご契約者および被共済者にとって不利益になる事項等を記載)をよくお読みください。
- ◆ご契約に際し、共済契約者の組合員資格についてご確認させていただきます。
- ◆ご不明な点等がある場合には、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込みは

山形県火災共済協同組合

〒990-8580 山形県山形市城南町1丁目1-1 霞城セントラル1 3階

TEL: 023-647-2380 Fax: 023-647-2382